

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、会社Bホテル（以下「事業場」という。）において調理師として業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日事業場の厨房において、食材を冷蔵庫に収納、整理していたところ、重ねてあった食材入りフードボックスを移動させた際、床で足が滑り転倒し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日C病院に受診し「左橈骨頭骨折、右肋軟骨骨折、右大腿打撲傷、右前腕打撲傷」と診断され加療し、平成〇年〇月〇日にはD病院に転医し「右変形性肘関節症、左肘部外側上顆炎、右肘関節腱損傷」と診断され加療した。

請求人は、上記傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の上記傷病を業務上の事由によるものと認め同給付を支給した。

今般、請求人は、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間（以下「本件休業請求期間」という。）に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日の通院日のみを療養のため労働することができなかった日として同給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、本件休業請求期間のうち療養のため労働することができなかった日を平成〇年〇月〇日の通院日のみとし、その余の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人が、平成〇年〇月〇日にD病院に転医した後の診療経過を時系列的にみると、「左上腕骨外側上顆炎」の診断にて同年〇月〇日腱縫合術を受け、翌〇日退院し、同月〇日に全抜糸をされている。その後、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日に外来診療を受け、同年〇月〇日、同年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日及び同年〇月〇日に診察、日常生活指導を受けている。

平成〇年〇月〇日の退院以降、平成〇年〇月〇日までの期間の診療実日数は8日間のみであるが、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業に関し、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、受診日にステロイド剤の局所注射などを受けていることからすると、治療を要する病態が存在していたものと考えられ、請求の期間についての休業は必要と認めるのが相当としており、請求人の傷病の経過、医証等から、E医師の意見は妥当なものとして判断する。

(2) その後の本件休業請求期間についてみると、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日治ゆとし、他方、平成〇年〇月〇日付け意見書においては、平成〇年〇月〇日治ゆとして、治ゆ日の判断に相違がみられる。

当該相違については、決定書理由第2の2の(2)のアの(イ)において説示するとおり変形性肘関節症の治ゆの判断に係る相違ともとれるが、いずれにしても、請求人の平成〇年〇月〇日以降の受診日は、同年〇月〇日の1日のみであって、その間治療は受けておらず、また、平成〇年〇月〇日付け意見書においてE医師も指摘するとおり、F医師が休業を要する医学的根拠を脳梗塞による麻痺側の筋力低下としていることを総合的に勘案すると、請求人の本件傷病は、実質的には平成〇年〇月〇日には治ゆに相当する状態であったものと判断する。

したがって、平成〇年〇月〇日以降については、通院日である同年〇月〇日以外に休業補償給付の支給要件を満たす日はないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした、本件休業請求期間のうち療養のため労働することができなかった日を通院日である平成〇年〇月〇日のみとし、その余の期間に係る休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。